



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第21号 2020年5月25日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

地域公共交通法案(道運法改悪)、参院で代表質問

参議院本会議 武田良介議員(共)が質問

自家用有償旅客運送の拡大、道路運送法の改悪を含む地域公共交通活性化法等の改定法案は5月20日、参議院本会議で主旨説明・代表質問が行われました。同法案は、4月14日に衆議院で可決されたもので、5月26日に参議院国土交通委員会に付託され、審議・採決が行われます。

代表質問で日本共産党の武田良介参院議員(写真、参議院TVから)は、自家用有償運送の拡大がライドシェア解禁の突破口となるのではないかなどの疑問点を質し、赤羽一嘉国土交通大臣は、ライドシェアとは異なると答えました。



新規参入への地方自治体の関与、国民の移動権について確認

武田議員は、法案が乗合バスの廃止や新規参入に対して地方自治体の関与を強めているのは、規制緩和による地域公共交通のひずみを修正せざるを得なくなったからではないかと質問。国民の移動権の確保が必要だと主張しました。

赤羽国交大臣は、地域における移動ニーズにきめ細やかに対応できる地方公共団体が、地域の交通をめぐる最新の動向を常に把握し、その将来の在り方を関係者とともに適切に検討することが重要とし、維持が困難となった場合には、廃止の届出が行われる前の段階で代替するサービスについて協議できる制度を盛り込んでいると答えました。移動権を法定化することは時期尚早としました。

法案が自家用有償運送を拡大しようとしていることについて武田議員は、第二種免許を持たない者が料金を取って旅客を運送するという点で、自家用有償運送もライドシェアと同じであり、際限のない白タク行為の拡大に道を開くものではないかと質しました。

赤羽国交大臣は、自家用有償旅客運送は市町村が道路運送法による登録を受け、運行管理等の措置や事故の際の賠償等を行う体制を整備し、利用者の安全、安心を確保するものであり、ライドシェアとは全く異なるものだと答えました。